

## (健康福祉部)

### 【ソーシャル・インパクト・ボンドについて】

(質問)

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した禁煙支援について伺います。まずは、ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組みをあらためて、分かりやすく説明して下さい。

<答弁>

民間資金を活用した成果連合型業務委託契約であって、市と事業実施主体者が契約するものです。事業実施主体者が事業運営資金調達を行って事業を実施し、市はその業務の成果に応じて報酬を支払います。

(質問)

ソーシャル・インパクト・ボンドを活用することにより、事業実施主体者、事業資金提供者、自治体それぞれにとってのメリットやねらいについて教えて下さい。

<答弁>

事業実施主体者は、長期的に大規模な資金を柔軟に利用して成果をめざすことができます。資金提供者は、より高い成果創出に貢献でき、成果が出た場合には他の課題にも再投資ができます。自治体は、財政負担を抑えながら民間の創意工夫を活かした有効性の高い事業を行え、さらに成果創出のノウハウを獲得することができます。

(質問)

今回、豊中市としてソーシャル・インパクト・ボンドを活用しようと思われた経緯について教えて下さい。また、禁煙支援でソーシャル・インパクト・ボンドを活用しようと考えられた経緯についても教えて下さい。

<答弁>

行財政運営方針における公民連携の推進にも掲げていますとおり、以前より、財政負担を抑えながら、高い成果が見込める仕組みが必要であると考えておりました。

受動喫煙防止対策を進める上で、喫煙者に対する禁煙支援が不可欠であると考えています。禁煙を達成させるための支援は高度なテクニックが必要であり、民間の高い技術に期待しました。また、成果連動型という点で、財政負担を抑えながら、民間の高い成果が見込めるサービスを市民に提供できることにメリットを感じています。成果連動で支払いが発生する点において、禁煙支援は禁煙できたか否かで成果がはっきりと評価出来ることもSIB活用を考えてポイントです。

(質問)

来年度予算として、170万100円を計上するとともに、債務負担行為として、

平成31年度から平成33年度までの3か年で6100万円を計上されていますが、それらの内訳と積算根拠を教えてください。

<答弁>

170万100円は、主に啓発などの健康づくり計画の推進に係るものであり、SIB事業初年度の支払いは発生しません。SIB単独事業として6100万円の債務負担行為を挙げております。実際の支払いは、対象者が一定期間禁煙を継続している場合に報酬を支払うものと考えており、平成32年度(2020年度)、33年度(2021年度)の支払いも成果に応じた金額となります。積算根拠ですが、禁煙外来を受診した場合、1クール約65000円/人の費用がかかります。これを基準として、喫煙者900～1000人が禁煙するために必要な金額を積算しました。

(質問)

成果報酬を支払う指標(本事業の評価指標)は、誰が作成し、誰が評価を下すのか、具体的な評価指標の内容と併せて、教えてください。

<答弁>

禁煙は、達成できたか否かで成果がはっきりしているため、評価指標は事業からの提案にもよりますが、本市としては、唾液を使ったコチニン検査などの客観的に判断できる指標を用い、検査結果を行政で確認して成果を評価とすることを考えております。

(質問)

禁煙支援ということですが、豊中市民の喫煙率及び喫煙者数は把握されているのでしょうか。また、現在、喫煙されている方のどれくらいの方が禁煙を望まれているのか把握されているのでしょうか。

<答弁>

平成28年度実施の「食と健康に関するアンケート調査」は、市民全数調査でないため、全市民の喫煙者実数は不明ですが、勤労世代の20～59歳で喫煙者は12.6%(約26000人)でした。20～59歳の喫煙者のうち、「やめたい・やめてもよい」と考えている人は65.4%(約17000人)でした。

(質問)

市長は、施政方針説明の中で、「健康づくりについては、ソーシャル・インパクト・ボンドを活用して、自治体初となる成果連動型の禁煙支援を行います。」と述べられました。禁煙支援以外にも健康づくりにつながることは様々あるかと思えます。健康増進、病気の予防や早期発見、重症化の防止、更には、医療費や給付費の抑制などをターゲットにしたソーシャル・インパクト・ボンドの活用を、今後、もっと幅広く展開して頂きたいと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

このたび、禁煙支援事業でSIBを導入したことによる成果や、今後の他自治体でのSIB導入実績及び成果などを踏まえた上で、今後のSIB活用について検討して参りたいと考えております。

**(意見・要望)**

豊中市で初めて活用するSIB事業が成功を挙げられることを期待すると共に、今後も他自治体の状況には注視して頂き、また、事業者からの提案については幅広く関心を持って情報収集して頂き、更なるSIBの活用を積極的に模索して頂きたいと要望しておきます。

**【減塩協力店ガイドについて】**

**(質問)**

減塩協力店ガイドの作成について伺います。今回、このガイドを作成するに至った経緯、背景、目的を教えてください。また、減塩のみに焦点をあてた理由を教えてください。

**<答弁>**

平成29年度より保健所血管プロジェクトを開始し、単年度毎にサブテーマを設け、平成29年度より減塩をテーマに取り組んでまいりました。塩分を取り過ぎると血圧を上昇させることが知られており、高血圧は循環器疾患や脳血管疾患の発症の要因になるということがわかっています。これらの疾患の発症を予防するということは、介護予防にも繋がるものです。このようなことから、日頃から減塩を心がけて頂きたいのですが、なかなか難しいのが現状です。健康に対する関心の薄い層へのはたらきかけとして、知らず知らずのうちに塩分を控えている環境づくりをめざし、平成29年度末より減塩協力店の募集を開始しています。今後、さらなる協力店の拡大と合わせて、市民が情報を得やすくなるためのツールとして、ウェブサイトの作成を予定しております。

**(質問)**

ウェブサイトの周知方法について、教えてください。また、少しでも多くの方が、情報入手し、ガイドに掲載されている店舗へ足を運んでもらうために考えておられる戦略があれば教えてください。

**<答弁>**

広報紙、保健所公式ツイッター等による周知とともに、小中学生の保護者を対象とした、情報の提供を行いたいと考えています。減塩協力店にもご協力頂き、お得なクーポンをつけることで、来客数の増加につなげたいと考えています。

**(質問)**

色んなテーマ、形で、ガイドブックやウェブサイトを作成されていますが、作成されたものがどれだけ活用され、実際にそれらのウェブサイト等からの情報による来客数がどれくらいあったのかなど、効果測定がなされていない事業が散見されますが、今回のウェブサイトの作成については、そのような効果測定は予定されているのでしょうか。また、サイトを活用される方の数や、サイトを活用されて、サイトに掲載される店舗への来客者数などの目標数を掲げられているのであれば、教えて下さい。

**<答弁>**

**ウェブサイトのアクセス数や、クーポンの利用者数の把握により、効果測定を行いたいと考えておりますが、詳細は検討中です。**

**(意見・要望)**

ウェブサイトを作成したら終わりではなく、その利用促進、さらには減塩への意識啓発に努めて頂きたいと思っておりますし、ウェブサイトのアクセス数や、ウェブサイトを活用しての来客数など、事業評価に繋がる効果測定についてもしっかりと頂きたいと要望しておきます。そもそも、社会的には、それほど減塩意識は高まっていないと思っておりますし、ご答弁であったような健康に関心の薄い層へのはたらきかけとして、今回のウェブサイトの作成だけでは、なかなか意識啓発には弱いと思っております。出来れば、塩分を控えた生活と取り過ぎた生活での健康上の違いが可視化できるような仕掛けづくり、取り組みについても今後、考えて頂きたいと要望しておきます。

## **【介護予防新聞の発行について】**

**(質問)**

介護予防新聞の発行について伺います。まずは、介護予防新聞の仕様について、詳しく教えて下さい。また、発行部数や発行頻度、配布手法、記事やデザインの作成主体などについても詳しく教えて下さい。

**<答弁>**

**介護予防新聞は、A3サイズ1枚に両面カラー刷りを考えており、20万部発行し、市の広報誌に挟み込み、全戸配布します。記事の内容は市が考え、デザイン等の編集を業者に委託する予定です。**

**なお、発行については、平成31年度に1回、試行的に実施するもので、翌年度以降については、市民の反響等を踏まえて検討したいと考えております。**

**(質問)**

介護予防新聞を発行するに至った経緯や目的、この新聞を発行、配布することで、具体的にどのようなことを啓発したいと考えておられるのか、また、その啓発したいと

考えておられるターゲットはどのような方々なのか、教えてください。

<答弁>

介護予防新聞は、人生100年時代を見据え、住民が介護予防の必要性を感じ、自ら主体的に継続して取り組むことができるように、介護予防の大切さや自立支援の考え方を広く市民に啓発し、行動変容を促すことを目的に発行するものです。特に、介護予防に関心の無い方のもとにも確実に届き、関心を持って頂けるように、新聞という形態で市の広報誌に挟み込み配布します。

なお、記事の内容については、これから検討するところでございますが、例えば、「介護保険を取り巻く現状や未来予測」、「介護予防の必要性」、「介護予防に取り組んでおられる方の声」、「社会参加できる場の情報」などを掲載したいと考えています。

(質問)

広報とよなかに挟み込んで、全戸配布を予定されているとのことですが、新聞の購読率が減少傾向にあり、市政情報の収集媒体として広報とよなかを活用される方の割合も減少傾向にある中、新聞形式の媒体で、全市民、全世帯、全世代を対象に普及、啓発をすることは、極めて難しいと思っておりますが、見解をお聞かせ下さい。また、新聞形式の媒体でも、幅広い層の市民の方々に読んで頂ける秘策をお持ちなのであれば、教えてください。

<答弁>

介護予防の普及啓発については、現在も、市が主催する市民向け講演会や介護予防教室、地域の通いの場づくり支援事業、また、市内の介護予防センターにおける介護予防の取り組みなどにおいて実施していますが、より広く市民に啓発するためには、様々な媒体・機会を通じて行うことが重要であると考えています。介護予防新聞の発行は、この考え方に基づくものです。

また、介護予防新聞の主なターゲットは、65歳以上の高齢者であり、携帯電話やパソコンからインターネットを通じて情報を得る人が増えている現代社会においても、紙面の活字から情報を得ている高齢者の方は多くおられると認識しています。

介護予防新聞をより幅広い層の方に読んで頂けるように、今後、内容や構成、デザイン等について工夫してまいります。

(意見・要望)

介護予防の大切さや自立支援の考え方を広く市民に啓発し、行動変容を促すことは、非常に重要なことだと思います。そして、より広く市民に啓発するためには、様々な媒体・機会を通じて行うことが重要とのお考えも理解しますし、介護予防新聞を発行されることも一定、理解します。ただ、その介護予防新聞を広報誌に挟みこんで全戸配布するということが果たして合理的、効果的な手法かは疑問があります。先程、質問でも述べた通り、一般的な新聞ですら購読率が減っており、広報とよなかを、市政情報を得るツールとして活用している市民の割合も減ってきているように感じる

中で、新聞形式の媒体で、全市民、全世代を対象に普及、啓発していくことは極めて難しいのではないかと思います。紙面での活字から情報を得ている高齢者の方がおられることは分かりますので、その方々に介護予防新聞を通して、周知、啓発をされることは理解しますが、答弁であったように、特に介護予防に関心の無い方に普及、啓発をするのであれば、更には、より幅広い層の方に普及、啓発していくのであれば、介護予防新聞の内容や構成、デザイン等で工夫をするというよりも、そのようなターゲット層に向けての発信媒体や手段や機会の提供もあわせて検討される必要があると意見しておきます。いずれにしても、来年度は試行的に1回実施され、市民の反響等を踏まえて、その後の発行については、検討されるとのことですので、配布後の活用状況をしっかりと調査、把握、分析して頂きたいと強く要望しておきます。

## 【健康マイレージについて】

(質問)

市長は、施政方針説明で、「国民健康保険については、健康マイレージを活用し、被保険者の健康への動機づけを高める。」と述べられました。具体的に、健康マイレージをどのように活用し、被保険者の健康への動機づけを高めようと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

健康マイレージは、現在、大阪府が府内全域を対象とした健康づくり支援のプラットフォームとして構築しており、ウォーキングやイベント参加など全府民を対象としたものと、国民健康保険の被保険者のみを対象としたサービスが予定されております。

本市としては、国民健康保険の共同保険者として、そのサービスをより多くの本市の被保険者に利用してもらうため、窓口対応や納付書を、保険証の送付など被保険者との直接の対応や一人ひとりに情報をお届けできる機会をとらえて、健康づくりの意義、医療費や保険料との関係などの周知徹底を図る必要があると考えております。

また、このプラットフォームは、各市町独自のオプションサービスにも活用できることから、健康無関心層や関心があっても実践できていない層などに対して、個人インセンティブ制度による主体的な健康行動の実践への動機づけとその継続を促す本市独自の健康マイレージの検討を進めるものでございます。

(質問)

健康マイレージは、今年の10月から大阪府が本格的に事業を開始されると伺っていますが、来年度以降の豊中市の関わり方について、予定や想定されていることを教えて下さい。参考までに、大阪府が考えられている健康マイレージ事業の具体的な内容と、その評価指標についても教えて下さい。

<答弁>

関わりといたしましては、府のプラットフォームを活用した本市独自のオプションサービスの実施や国民健康保険の被保険者を対象としたサービスの共同での実施などがございます。

次に、府の健康マイレージの内容についてでございますが、府の資料によりますと、18歳以上の府内在住の方を対象に、ウォーキングや健康イベントへの参加など健康行動を行った結果にポイントを付与し、一定のポイントが貯まると、抽選への参加や電子マネーなどの特典と交換できるといったものでございます。評価指標については、がん検診などの各種健診の受診、ウォーキング、歯磨き、健康記録などの毎日の健康活動、そして国民健康保険の被保険者を対象とした特定健診の受診などでございます。

#### (質問)

環境福祉常任委員会で、さいたま市に「健康マイレージ事業」について視察に行かせて頂きました。さいたま市では、平成28年9月から、めざせ1日8000歩と銘打って、市民等の健康づくりに寄与することを目的に、健康マイレージ事業を開始されました。具体的には、市民に活動量計の使用もしくはスマートフォンアプリの登録により、歩数を測定してもらい、8000歩/日以上歩いた方に5ポイントのマイレージポイントを付与し、年間最大で1800ポイントまで付与されます。そのポイントを使って、景品の抽選応募や、Tポイントに交換するなどできます。ただ、参加実績は、開始年度が約3600人で、今年度も視察に行った11月時点で約3400人と低迷されていましたし、健康づくりに関心のある方、普段から歩いたり運動をしている方の参加が多いようで、関心のない方の参加をいかに促していくかが課題であるように思いました。また、この事業の評価が、単に8000歩/日歩く市民の方の数を増やすこととされているようで、歩くことはあくまで健康づくりの手段の一つであり、事業効果を測るには、市民の健康状態の向上・改善という主目的がどの程度、達成されたかをデータ化して、検証すべきと感じました。一方で、さいたま市では、体組成計を数台購入し、体重・体脂肪をはじめ、1日の基礎代謝量、筋肉量、部位別の脂肪量などの測定会を実施されているようですが、歩くことを促すよりも、市民が体組成計を利用する機会をもっと増やし、各自の健康状態を知ってもらうことで、運動意欲や健康面での危機意識を高めた方が、市民の健康づくりの推進には繋がるように感じました。健康マイレージを活用し、被保険者の健康への動機づけを高めるといふ、インセンティブを与える形よりも、危機意識を与える形の方が、健康への動機づけにはなるかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

個々の健康への危機意識を持っていただくことも動機づけとして重要な視点であると考えますが、同様にインセンティブの付与も有効な手段の一つと考えております。

また、危機意識という点では、1問目でも答弁いたしましたように、医療費や保険料の設定状況を含めた保険財政の現状などについても危機意識を共有するとともに、今後、取り組んでいくべきことをご理解頂くことも必要であると考えております。

**(意見・要望)**

大阪府が検討されている健康マイレージ事業については、市として、その内容や方法について、是正や改善を申し出たり、場合によっては見直しを求めたりすることは難しいかも知れません。一方で、市独自で検討されている健康マイレージ事業については、大阪府が検討されているような評価指標が極めて曖昧で、マイレージ対象の行動が、本当に健康増進や病気の予防や重症化の防止につながるものか判断が困難なものではなく、市民の税金を使う以上、明確に事業効果が測れる、市民の健康状態の向上や改善という主目的が果たされる事業にして頂きたいと要望しておきます。そういう意味では、何が何でも、マイレージ事業として、ポイント付与などのインセンティブを構築することを前提とせず、先程、提案したような各自の健康状態を身近な所で、気軽に確認できるようにし、市民に健康面での危機意識を持ってもらう機会を増やすことに税金を使う方が、健康行動、健康的な生活への動機づけになるのではないかと思いますので、この点も含めて、市独自の事業構築を検討して頂きたいと強く要望しておきます。

**【国民健康保険について】**

**(質問)**

国民健康保険について伺います。あらためて伺いますが、現在の豊中市の国民健康保険の課題を教えてください。

**<答弁>**

国民健康保険は、被用者保険と比べ、年齢構成が高く、医療に係る支出は増え続けている一方で、加入者の所得水準は、被用者保険に比べて相対的に低いという構造的な課題を抱えており、この課題に対して、国民健康保険の財政運営を安定化させ、国民皆保険を堅持するため、国民健康保険の広域化が図られたものです。

広域化により、府内市町村は大阪府国民健康保険運営方針に基づき、統一基準や共通基準に則り、国保事業を行っていくことから、本市におきましても、6年間の激変緩和措置期間において、府内統一保険料率と現行保険料率との差の解消や一般会計からの法定外繰入の解消などが必要となっております。

また、本市国保の安定運営、大阪府広域国保の安定運営に寄与するため、これまでどおり、収納率の向上や医療費の適正化、適正な事務執行を行っていくことが必要と考えております。

**(質問)**

国民健康保険の被保険者数のここ数年の推移と一人当たりの給付費の推移を教えてください。

**<答弁>**

本市の国民健康保険の被保険者数は、予算ベースで平成29年度は、88320人、



平成30年度は83095人、平成31年度は79667人で、減少が続いております。

また、一人当たりの保険給付費につきましては、予算ベースで平成29年度は、333094円、平成30年度は343397円、平成31年度は、352269円で、概ね年2から3%の伸びが続いております。

(質問)

被保険者一人当たりの給付費が年々増加していますが、全体的に給付費が増加しているというよりも、医療保険を利用される方とされない方の差が広がっているといことではないかと思いますが、実態を教えてください。

<答弁>

平成29年度の実績で申し上げますと、本市の国保の被保険者のうち、65歳以上の前期高齢者の人数の割合は約40%でございますが、国保が支払う医療費に占める前期高齢者分の割合は約65%で、一人当たりの医療費の額は被保険者全体の平均に比べ、約1.6倍になっています。年齢が高いほど、医療費が高くなる傾向がございます。

(質問)

国民健康保険の課題の一つに、医療費適正化が挙げられるとともに、豊中市国民健康保険広域化への対応実施計画には、「被保険者の健康の保持増進、医療費適正化のため、インセンティブを考慮した市独自の保健事業を実施することが必要」との記載があります。過去にも、保険料を払うだけ払って、全く保険を使用されない方に、保険料の算定で何らかのインセンティブを設けたら、保険を使用されない方にとっては健康的な生活を送ってきたことを誇りに感じられるでしょうし、そうでない方も、健康意識の醸成、健康への動機づけにつながるのではないかと提案してきましたが、インセンティブを考慮した保健事業の実施ということで、保険料の算定にインセンティブを盛り込むことは、医療の適正化に非常に効果があると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

個人の健康づくりにインセンティブを提供する取り組みに係る国のガイドラインにおいて、公的医療保険は民間医療保険と異なり、強制加入の制度であり、疾病のリスクを国民皆で分散する仕組みとしているため、疾病リスクにより保険料に差を設けることは公的医療保険制度の趣旨にそぐわないものとされています。

また、大阪府国民健康保険運営方針においても、府内全体で給付費等の負担を分かち合う考え方から、被保険者間の負担の公平化を目指すため、府内で保険料率等を統一することとなっており、現在はそのための激変緩和措置期間となっております。このため、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化のインセンティブとして保険料を減額する等の方法はとれないものと考えております。

**(質問)**

保険料の算定でインセンティブを設けることが出来なくても、国民健康保険を全く使われていない方の保険証の色を変えたり、色の違う保険証の提示によって、何らかの恩恵が受けられる仕組みを構築して頂けないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

被保険者個人へのインセンティブの検討にあたっては、疾病の予防や健康づくりの推進に向けた個人の主体的な取り組みを評価するような仕組みを検討して行きたいと考えております。

なお、国民健康保険証は、大阪府国民健康保険運営方針において、被保険者及び保険医療機関に対する分かりやすさの向上の観点から、統一様式として記載項目、材質、色などが定められており、市独自で色を変えるなどの変更は困難でございます。

**(質問)**

健康づくりの一環として、禁煙支援にソーシャル・インパクト・ボンドを活用されることでしたが、医療費の適正化、一人当たりの給付費の抑制を目的としたソーシャル・インパクト・ボンドの活用は考えられないのか、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

医療費の適正化、一人当たりの給付費の抑制を目的としたソーシャル・インパクト・ボンドの活用については、公的医療保険の取り組みの中で、実施することから、必要な医療を受けなくなるようなことがないように、事業の内容に慎重な検討が必要であり、事業成果を評価する指標や期間などが適正に設定できるかが肝要となります。

今後、国保被保険者の健康づくり、疾病予防を目的とした事業をソーシャル・インパクト・ボンドを活用して実施することについて、他市の先行事例等を検証・研究してまいりたいと考えております。

**(意見・要望)**

保険料を払うだけ払って、全く保険を使用されない方に、何らかのインセンティブ、メリットが得られる方策を色々と提案させて頂きましたが、なかなかどれも難しいことが分かりました。しかし、保険を使用されない方にとって、健康的な生活を送ってきたことを誇りに感じられる機会を提供してあげたい、全く使わない方々にメリット感が得られる仕組みがあったらいいなと私は強く思います。ほとんどの市民が何からの民間保険に加入しており、個々の状況、ニーズに合った保険を考え、加入することには一定、慣れておられると思いますので、たとえ 民間医療保険と異なり、強制加入の制度で、疾病のリスクを国民皆で分散する仕組みとは言え、私が抱く思いに共感して下さる市民は少なくないと思います。また、給付費等の負担を分かち合う考え方から、被保険者間の負担の公平化を図るとのことですが、保険を使う被保険者と全くもしくはほとんど使わない被保険者間にも負担の公平化を図ることを市独自で

考えられないかと思うのも私だけではないと思います。是非とも、既成概念や型にはまったやり方にとらわれず、知恵や経験を活かして頂き、インセンティブ制度の構築を検討して頂きたいと強く要望しておきます。場合によっては、健康行動の推進を目的に考えるのであれば、市独自の健康マイレージ事業として、国民健康保険を使わない方に、ポイントや現金を給付するような仕組みでも良いのではないかと提案しておきます。

## 【豊中市立介護老人保健施設について】

(質問)

昨年12月定例会で、豊中市立介護老人保健施設かがやきを廃止して、医療法人又は社会福祉法人に施設を無償譲渡して、公益事業に活用してもらうという内容の条例案が可決されましたが、その後の経過について、教えてください。

<答弁>

1月18日に豊中市立介護老人保健施設かがやき移譲先事業者選定委員会を開催し、1月31日より2月21日までの期間で募集要項の周知及び配布に努め、2月28日に公募説明会を開催しました。なお、3月25日が公募の最終締め切りとなっております。

(質問)

来年度の進め方、予定されているスケジュールについて教えてください。

<答弁>

4月に書類審査を、5月にプレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施し、移譲先事業者を決定し、6月から現行の事業者である豊中市医療保健センターとともに引継ぎを開始し、来年の4月より新しい事業者による運営が始まる予定となっております。

(質問)

かがやきで働いておられた方々の処遇はどのようになるのか、決まっておられるのであれば、教えてください。また、退職金についての議論もあったかと思いますが、退職金の原資は誰がどのようにして用意されるのでしょうか。退職金の見込み総額も含めて教えてください。

<答弁>

かがやきで働いていた職員につきましては、希望する職員は雇用の継続に最大限の配慮をしてもらうことを公募の条件としております。

**退職金の原資につきましては、豊中市医療保健センターが工面されますが、退職金を支払うことにより事業運営資金が枯渇するため、豊中市から2億5千万円を貸付することにしております。また退職金の見込み金額は約3億円と聞いております。**

**(質問)**

退職金の原資を豊中市が貸し付けなどの形で提供される場合、期間を定めて、きちんと回収できる見込みを持って貸し付ける予定なのでしょうか。

**<答弁>**

**貸し付けにあたっては、豊中市医療保険センターより返済計画を提出してもらい、その計画に沿って返済してもらうことにしています。**

**(意見・要望)**

まずは、優れた事業者に移譲できることを願うとともに、安定的に事業が継続されることを、市としてもしっかりと注視し続けて頂きたいと思います。また、貸付金についても、返済が滞ることのないよう、計画に沿って返済して頂けるように注意して頂きたいと思います。

## **【プレミアム付商品券について】**

**(質問)**

プレミアム付商品券事業について伺います。今回、プレミアム付商品券を販売する意図、目的を教えてください。また、販売対象者を低所得者と0～2歳児のいる子育て世帯に限定されている理由も教えてください。

**<答弁>**

**プレミアム付き商品券事業は、消費税・地方消費税の10%への引き上げが、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう実施する施策の一つであり、同事業の目的は、低所得者や2歳児までの子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするものとしております。**

**次に、商品券の販売対象でございますが、低所得者は生活配慮が必要なこと。一方、3歳児未満の子育て世帯は、幼児教育の無償化の恩恵を受けることが出来ないことが理由として挙げられます。**

**(質問)**

今回の計上されている予算約1億6000万円の内訳を教えてください。参考までに全国の自治体で同様の予算計上がされているかと思いますが、総額でどれくらいの国費が投入されているのかも教えてください。

<答弁>

予算の内訳は、主なものとして、申請受付や窓口への問合せ、また、商品券の取り扱い店舗等の調整に要する委託料として約1億230万円、商品券の換金に伴う金融機関への手数料約1490万円、申請書や引換券の郵送、電話代等に要する通信運搬費約1200万円、臨時職員の賃金約860万円です。

尚、平成31年度の国の予算は、1723億円が見込まれています。

(質問)

今回、計上されている予算は、あくまで事務費のみで、プレミアム付商品券本体にかかる予算は来年度中に別途、計上されるようですが、その見込額と、参考までに国全体でかかる見込み額も教えて下さい。

<答弁>

平成31年度中に別途予算計上する見込み額は、商品券のプレミアム分20%の換金に要する負担分を見込んでおり、その額は最大で約4億5千万円を見込んでおります。また、国全体の見込み額は、国の示す事業の執行イメージから、対象は低所得分で約2100万人、子育て世帯で約300万人から推計しますと、1200億円に上ると考えています。

(質問)

以前にもプレミアム付商品券の販売がされましたが、前回行われたプレミアム付商品券事業による費用対効果等の事業評価について、あらためて教えて下さい。事業を通して、市としてどのようなメリットと課題があったのか、詳しく教えて下さい。

<答弁>

事業評価につきましては、内閣府地方創生推進室から送付されました「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起効果の検証・報告について」により事業の検証がなされております。

国から示された消費喚起効果の算定方法によりますと、新たな消費喚起額としまして、約4億8800万円となっております。

その検証、報告の内容から、消費者及び参加店舗共に通常の消費を促すものであったことが推測される一方で、参加店舗からは「新規顧客の獲得につながった」ことや「顧客とのコミュニケーションが深まった」との結果が示されております。

次に、市としてのメリットは、商品券事業をきっかけに、市内事業者による新規顧客の獲得や消費拡大に向けた取組みにつながったこと。一方で、課題は、これらの取り組みが一過性のものではなく、継続するように支援することと、当時、事業を所管しておりました部署から確認しております。

**(質問)**

前回のプレミアム付商品券事業を踏まえて、市として、国に対しては何らかのフィードバックはされたかと思いますが、どのようなフィードバックをされたのでしょうか。また、今回のプレミアム付商品券事業の実施にあたり、各地方自治体からも要請があったのか疑問です。参考までに、豊中市は要望や要請をされたのか教えてください。

**<答弁>**

国へのフィードバックにつきましては、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起効果の検証・報告」において、新規消費喚起額に加えて、事業分析や今後の事業展開等について回答しております。

次に、国への要請でございますが、本市を含め地方自治体から要請した経緯はございません。

**(意見・要望)**

国の事業ですので、豊中市だけが実施しないということは出来ないかと思いますが、プレミアム商品券のプレミアム分の金額よりも、これに係る経費の方が高く、国全体で総額約3000億円もの事業、しかも、自治体職員にとっては、手間や負担だけがかかる事業として、本当に有意義な事業なのか個人的には甚だ疑問です。

## (環境部)

### 【プラスチック製容器包装の処理について】

#### (質問)

プラスチック製容器包装の処理について伺います。市長は施政方針説明の中で、「柔軟な発想と行動力をもって、都市経営の視点に立った市政運営を力強く進める」と述べられました。環境行政については、特にこれまで経営という視点が抜け落ちていくと感じる施策展開、事業実施がされてきたと思いますし、様々な施策や事業について、データや数値を用いて、その非効率性や税金の無駄遣いを指摘させて頂きました。市長は、環境行政においても例外なく都市経営の視点に立った市政運営を力強く進めていかれる思いを持たれているのでしょうか、思いと意気込みをお聞かせ下さい。また、経営の視点が度外視、採算性や費用対効果、収支差益等が一切考慮されず展開されている施策や事業が散見されますが、どのようにお考えになられているのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

プラスチック製容器包装の処理についてですが、プラスチック製容器包装を分別収集することにより、最終処分場の延命、また喫緊の課題である、可燃ごみの減量について大きく寄与していると考えております。

#### (質問)

豊中市伊丹市クリーンランドにおける容器包装プラスチックの収支差益は、毎年約2億2千万円の赤字となっており、売却益と再資源化経費の関係については、今後も収支の黒字化は見込めないことをクリーンランドも認めておられます。平成24年のリサイクルプラザ稼働後、累計で10数億円もの赤字を計上しており、市民(納税者)に対して、かなりの負担をかけ続けてきたことについて、どのように考えておられるのでしょうか。また、都市経営の視点を行政運営に取り入れていくのであれば、もっと効率的かつ、経済的な方法で、プラスチック製容器包装は処理することが好ましいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

プラスチック製容器包装の処理につきましては、循環型社会形成推進基本法が定める処理の優先順位に沿い、処理方法によるコスト差はありますが、限りある資源の有効利用や、温室効果ガス排出量の削減などを通し、環境負荷の低減に努めなければならぬと考えております。

#### (質問)

クリーンランドでは、昨年度、約15万トンの可燃ごみの20%、約3万トンのプラ・ゴム類が焼却処理されました。3万トンの全てがプラスチックごみではありませんが、昨年度搬入されたプラスチック製容器包装の量約5300トンをはるかに超える量の

プラスチックごみを焼却処理したことになります。もともと、不燃ごみとして処理していたプラスチック製品は、焼却処理するように政策転換できた訳ですので、プラスチック製容器包装もほぼ同様の材質のため、サーマルリサイクルするように政策転換できるのではないかと考えますが、何故、市民に多額の税金を強いてまで、現行の処理体制にこだわるのでしょうか。焼却処理に政策転換できない理由とあわせてお答え下さい。

**<答弁>**

プラスチック製容器包装については、「容器包装リサイクル法」に基づき大阪府内においても43市町村中33市町村が分別収集を実施されております。

同法律の趣旨は、家庭から出るごみのうち、容積比で6割を占める容器包装を資源として有効活用することにより、ごみの減量化を図るものであり、本市におきましても、果たすべき使命とともに法の趣旨に沿い、資源の有効活用や環境負荷の低減に努めていきたいと考えております。

**(質問)**

この議論をすると、いつも環境負荷の低減や温室効果ガスの抑制といった話を出されます。そこで伺いますが、現在、豊中市民が分別排出したプラスチック製容器包装を、市が収集し、クリーンランドに搬入するために排出している温室効果ガスの量、クリーンランドの手選別作業や梱包処理において排出される温室効果ガスの量、クリーンランドから日本容器包装リサイクル協会に搬入される際に排出される温室効果ガスの量、日本容器包装リサイクル協会から、リサイクル業者に搬入される際に排出される温室効果ガスの量、リサイクル事業者がマテリアルリサイクルされる際に排出する温室効果ガスの量、さらには、マテリアルリサイクル出来ず、リサイクル業者から産業廃棄物処理業者などへ搬入される際や、最終的に焼却処理される際に排出される温室効果ガスの総量は年間どれくらいになっているのでしょうか。

一方で、市民が分別排出しているプラスチック製容器包装を、可燃ごみとして、収集運搬し、サーマルリサイクルする場合に想定される温室効果ガスの量の総排出量は年間どれくらいなのか、教えて下さい。

**<答弁>**

豊中市のデータではございませんが、環境省が平成21年度に公表した「容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷削減効果について」によりますと、単純焼却した場合と比較すると、現行の容器包装リサイクル法の下でリサイクルを行うとごみ1トン当たり約0.24トン、可燃ごみと一緒に収集運搬しサーマルリサイクルを行うとごみ1トン当たり約0.23トンの二酸化炭素削減効果があるとされています。

**(意見・要望)**

今のご答弁は、あくまで日本容器包装リサイクル協会が出している全国平均の情報



であって、私が伺ったのは、豊中市の状況についてです。豊中市の状況について、調査もせず、もしくは調査のしようがないということなのかも知れませんが、明確な数値、エビデンスを示せないにも拘らず、現行の処理方法の方が、サーマルリサイクルをするよりも環境負荷の低減になると決めつけ、答弁することはいかがなものでしょうか。少なくとも、処理経費については、エビデンスを示し、環境部としても現行の処理方法の方が、サーマルリサイクルするよりもコストがかかることは認めておられる訳ですので、環境負荷の低減になると言い張るのであれば、それなりの具体的なエビデンスを示して、答弁して頂きたいと思います。さらに、市民に対して、具体的なエビデンスのないにも拘らず、環境負荷の軽減になると、市民に大々的にプラスチック製容器包装の分別を啓発、指導されていますが、むしろ、具体的なエビデンスのある多額の処理コストがかかっている事実についても、しっかりと市民に伝えて頂きたいと思います。

そもそも、現行の処理方法をしなければ 法律違反となり、罰則が課せられる訳ではありません。事実、大阪府内だけでも10市町村が、分別処理をされていませんが、何のお咎めも受けていません。むしろ、その市町村の住民は、分別の手間や多額の処理コストを負担しなくてすんでいるということで、羨ましいとさえ思います。さらに、市民がどれだけ分別に協力して、プラスチック製容器包装の適合率が90%を超えるほどになっても、日本容器包装リサイクル協会から、何の報奨金等もありませんし、クリーンランドでの手選別ラインの縮小等で経費が削減され、クリーンランドへの市からの負担金が抑制されるといった恩恵を市民(納税者)は受けることはありません。市民が必死の思いで分別に協力し、多額の税金まで投入してスリーアールセンターで手選別までしていながら、日本容器包装リサイクル協会に搬入されたプラスチック製容器包装の3割強は、再商品化されていません。つまり、現行の容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の再商品化は、制度の欠陥と税金の無駄遣い、更には、同じ性質のプラスチック製品は焼却処理しているという矛盾など、様々な課題が山積したままで、これまで実施され続けてきたのです。どんなデータを出せば、どういう議論をすれば、市民に無益な税負担や分別手間を止めて頂けるのか、むしろ、教えて頂きたいと思えますし、せめて、プラスチック製容器包装を現行のリサイクル手法で処理し続けるというのであれば、具体的なエビデンスを示すとともに、市民に高額な税負担についても周知し、理解を求めることとして頂きたいと強く要望しておきます。

## 【生ごみ・剪定枝堆肥化事業について】

(質問)

生ごみ・剪定枝堆肥化事業について伺います。とよっぴーの製造コストは、1kg当り約140円と過去の答弁でありましたが、それを3kg100円、10kg200円、300kg3000円、イベント等では、2.5kg100円と、完全な原価割れで販売されています。全く経営の視点に立った事業運営になっていないと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

当事業は、循環型社会の推進に向けた先導的な事業と位置付けており、できるだけ多くの方にとよびーを頒布し、ご利用いただくことで資源循環を実感して頂くとともに、地産地消や食育の推進にも寄与することを目的としております。

当事業の実施にあたり、コストの観点も重要と考えており、事業費の縮減を主眼とした堆肥化機械の更新や製造・啓発業務の委託化などに取り組んでおります。

(質問)

事業開始当時から、現行の価格で販売されてきたかと思いますが、販売価格の算出根拠、積算内訳を詳しく教えて下さい。

<答弁>

当事業で製造したとよびーは、循環型社会の推進に関する活動で利用することも園や小中学校、市内の協力農家などには無料で配布しておりますが、それ以外の個人使用などについては有料としております。

当事業を開始した平成14年度当時、土壌改良材などの市場価格を調査した上で、できるだけ多くの方にご利用頂けるよう、頒布額は市販品よりも安価に設定したものでございます。

(質問)

この事業に関しては、全く持続可能な事業運営を行っておらず、また、受益者負担の考え方も一切盛り込まれていないように感じますが、何故、持続不可能な事業を続けておられるのか、この事業についても例外なく受益者負担の考え方を盛り込むべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。これまで、販売価格の見直しについては検討はされてこなかったのでしょうか。こなかったのであれば、その理由を、もし検討はされたのであれば、価格の見直しがなされなかった理由を教えてください。

<答弁>

当事業では、毎年、製造量の7割以上を有料頒布しており、受益者負担の考え方が盛り込まれているものと考えております。

なお、製造経費に対する売上金額の比率を比較した場合、堆肥化機械を更新する前の平成26年度は7.5%でしたが、更新後の平成29年度は10.8%まで改善しております。

参考:

更新前(H26決算) 製造費2337万4731円/売上175万6400円(84t/115t)

更新後(H29決算) 製造費1535万9478円/売上166万2600円(78t/107t)

(質問)

とよっぴーが完全に原価割れで頒布、販売されていることに対して、全く問題意識を持っておられないようですが、今後も販売単価を改定するご予定はないのでしょうか。事業が開始された平成14年に市場価格を調査した上で、価格設定をされたとのことでしたが、既に15年以上が経ち、市場価格も、全く変わっていないのでしょうか。市場価格もあらためて調査するべきではないのでしょうか。また、毎年、製造量の7割以上を有料頒布しているので、受益者負担の考え方が盛り込まれているとの答弁がありましたが、そもそも、受益者負担の考え方とは、有料頒布している量の割合ではなく、事業にかかるコストの一定割合を、購入者が負担するということではないのでしょうか。とよっぴーを使わない方に、多額の税負担が発生している現状を踏まえて、環境部独自の受益者負担の考え方も再考する必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

頒布単価は、「とよっぴー基金」の運用状況や今後の事業展開などを勘案し、現在の市場価格等も参考にしながら、資源循環の啓発などを協働で取り組む市民団体とともに検討する必要があるものと考えております。なお、とよっぴーを購入される方にも、購入されていない方にも、製造コストだけではなく、循環型社会の推進などにかかる費用の一部をご負担いただいているものと考えております。

**(質問)**

製造単価と販売単価の差を少しでも埋めるためには、製造単価の抑制にも取り組む必要があると思います。そこで伺いますが、とよっぴーの原料となるチップについては、平成24年度から、市内の街路樹等の剪定枝をクリーンランドでチップ化することで調達されるようになりましたが、造園業者等から購入すれば、1トン当たり1万円くらいあれば調達できるチップを、わざわざ、1トン当たり約85600円もの経費をかけて製造している訳で、製造単価抑制のために、従来のようにチップは購入するように戻すべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

当事業は、剪定枝などの再資源化を行い、資源循環の啓発や環境学習等に活用することで循環型社会を推進することを目的としており、市販のチップ購入は考えておりません。

**(質問)**

プラスチック製容器包装の処理方法にしても、剪定枝の処理の方法についても、焼却処理すれば、クリーンランドへの負担金が削減され、市民(納税者)の負担軽減にもつながる訳ですが、何故、市民(納税者)の負担軽減を図って頂けないのか、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

市といたしましては、地球規模の環境を意識しつつ、良好な環境の確保と将来世代への継承を図るため、焼却処分するのではなく、再生利用に取り組むことで、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の推進を目指してまいりたいと考えております。

なお、生ごみ・剪定枝堆肥化事業につきましては、これまでも経費削減に努めてまいりましたが、今後も中・長期的な視点に立ち、時代の要請や社会経済情勢の変化等も踏まえて、市民の皆様の負担軽減を常に意識しながら展開してまいります。

#### (意見・要望)

焼却処分するのではなくとご答弁されましたが、実際には、全体の95%の剪定枝は焼却処分しているのではないですか。また、「市民の皆様の負担軽減を常に意識しながら展開してまいります」と、答弁されましたが、常に意識されていたら、原価割れのとよっぴーの価格についてや、剪定枝のチップ化に多額の税金を費やしていること等は、既に見直しがなされてきたのではないかと思いますし、せめて、「早急に見直してまいります」といった趣旨の答弁をされるのではないのでしょうか。

代表質問で、来年度から戦略的な都市経営の視点を盛り込むため『都市経営部』や『経営計画課』を配置することに関して、経営や戦略という言葉に込めた市長の思いやねらいを伺いました。それに対して、「市民サービスを持続可能なカタチで安定的に提供していくためには、社会環境の変化や、多様化する行政課題に対応して、事業に要するコストが政策の目的に適っているか、総合的に判断し、説明責任を果たしながら、実施手法や内容等の見直しを進めていかなければなりません。また、従来の考え方や、やり方にとらわれず行動していく、組織風土や職員意識の醸成も必要となります」とご答弁がありました。

製造原価に対して、販売単価がかなりの割安で原価割れを起こしていること、事業開始当時から、その状況は全く変わっていないにもかかわらず、販売単価の見直しを一切行ってこなかったこと、経営の視点も重要と考え、事業費の縮減を主眼とした取り組みを行ってきたと言いながら、とよっぴーの原料として使用しているチップの製造コストの削減案を提案しても全く聞く耳を持たないこと、さらに、多額の税金を使って剪定枝のチップ化していることを、資源環境の啓発や環境学習等に活用することで循環型社会を推進することを目的としているというわりには、実際には、ほとんどの剪定枝はクリーンランドで焼却処理しているという矛盾については何の説明もしないこと、これらのどこが、「市民サービスを持続可能な形で安定的に提供していくためには、事業に要するコストが政策の目的に適っているか、総合的に判断し、説明責任を果たしながら、実施手法や内容等の見直しを進めていかなければならない」との市長の仰る経営理念に合致しているのか全く理解が出来ません。これだけ、数字やデータを用いて質疑をし、提案しても、何の改善も工夫も講じようとして頂けないのであれば、どうすれば、この事業にかかる税金の負担を減らして頂けるのか、ぜひ、教えて頂きたいですし、一日も早く、市長の目指される、従来の考え方や、やり方にとらわれず行動していく、組織風土や職員意識の醸成を図って頂きたいと強く要望しておきます。

## 【紙ごみの削減について】

### （質問）

紙ごみの削減について伺います。市長は施政方針説明の中で、「第3次環境基本計画に基づき、紙ごみの削減に取り組みます。」と述べられました。今年度から、行政総務課では、紙使用量の削減などを目的にペーパレス会議システムを導入され、実際にはかなりの紙の使用量の抑制が図られていますが、ペーパレス会議システムについては、環境部としても積極的に導入、推奨していくべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、ペーパレス会議システムを導入しなくても、各職員の意識を変えるだけでも、紙を極力使わない業務遂行が可能になるのではないかと思いますし、職員の方々の机の上もスッキリされるのではないかと思います。市の業務、職場内での紙の使用の削減に対する見解と意気込みをお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

ペーパレス会議システムにつきましては、第3次環境基本計画に基づき、環境分野の個別計画として策定した本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むための第4次豊中市地球温暖化対策実行計画の中で、タブレットツールの導入検討を掲げており、有効な手法であると考えております。環境部におきましても、平成30年度に開催した庁内会議のうち、4件で導入を図り、紙使用量約8千枚の削減効果をあげております。このペーパレス会議システムの成果については、昨年11月、各課・施設から選出した環境推進員、いわゆるエコタンを対象に行政総務課職員による効果検証、タブレット端末の操作体験を盛り込んだ研修会の実施や本年3月1日付で、職員向けに配信した地球温暖化対策通信「省エネE～CO(え～こ)っちゃ」への掲載で情報共有を図っています。

### （質問）

行政総務課に伺うと、ペーパレス会議システムを導入しなくても、意識の持ち方で、業務における紙の使用量の削減は図れるとのことですが、実際に結果を出されている行政総務課にノウハウを学ぶなどして、全庁的な紙の使用量の削減を求められてはどうかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

本市では、平成13年度に「豊中市地球温暖化対策実行計画」を策定して以来、日常業務において実施する取り組みとして「紙使用量の削減」を掲げて、全ての職場における具体的な取り組みとして、プリントアウトの抑制、裏紙利用や両面印刷による印刷枚数の削減に取り組み、毎年発行する環境報告書において削減効果を周知しております。平成29年度は、昨年度より255kgで、A4用紙に換算すると約63190枚の紙の使用量が削減されています。

### （意見・要望）

ペーパレス会議システムを導入しなくても、各職員の意識を変えるだけでも、紙を

極力使わない業務遂行が可能になるのではないかと思いますし、職員の方々の机の上もスッキリされるのではないかと思いますので、行政総務課のノウハウも学びながら、さらに、毎年、部局ごとの紙使用量もデータ化されておられますが、そのデータの詳細分析などもして頂き、全庁的な紙の使用量の削減を図って頂きたいと要望しておきます。

## 【ディスプレイの設置促進について】

### （質問）

ディスプレイの設置促進について伺います。本会議の質疑において、上下水道局は、ディスプレイの使用については、「将来の維持管理が適切に行われていれば、問題はない」とご答弁されました。さらに、環境部も「ディスプレイの設置による生ごみの減量効果は期待できる」との見解を示されました。環境部としては、生ごみの減量を目指しておられるにもかかわらず、特段のデメリットもないディスプレイの設置推奨や補助制度の構築について、他市の実施状況等を調査、研究するとの積極性の欠ける答弁をされましたが、何故、他市の実施状況等を調査、研究する必要があるのでしょうか。何を調査し、研究し、どのような結果が得られたら、ディスプレイの設置推奨や補助制度の構築の実施に至るのでしょうか。そもそも、他市の実施状況ではなく、豊中市として生ごみの減量を目指しておられるにもかかわらず、市として、ディスプレイの設置による生ごみの減量効果は期待でき、維持管理を適切に行っていれば、問題はないとの認識を示しておられる状況で、実施しない理由を教えてください。

### ＜答弁＞

ディスプレイとは台所の流し台排水口の下に取り付けて、調理の際に出る生ごみを水と一緒に細かく砕き下水道に流す装置で、砕いた生ごみをそのまま下水道に流すタイプの「単体ディスプレイ」と生ごみと台所排水を一度排水処理層で処理してから処理水のみを下水道に流すタイプの「ディスプレイ排水処理システム」の二種類ございます。

本会議における上下水道局の答弁につきましては、日本下水道協会の規格に適合した「ディスプレイ排水処理システム」でろ過された処理水だけを流す設備のことであり、不十分な維持管理や、「単体ディスプレイ」のみの設置などが懸念されることから、まだ多くの自治体において設置制限等を行っている状況であります。

本市といたしましても、下水道システムやごみ処理にかかる市民生活への影響や環境面などの評価及び、ディスプレイを既に導入している他市の評価など実情を見極めながら検討して参ります。

### （意見・要望）

ディスプレイの普及が生ごみの焼却量の削減を目指されている環境部にとって、何のデメリットもないにも拘らず、他市の評価など実情を見極めながらとの消極的な

姿勢は非常に残念です。さらに、他市の評価などをどれくらいの期間で行われるのか、明確にされないことも残念でなりません。もう少し、スピード感を持った対応を要望するとともに、積極的にディスプレイの普及や促進に繋がる補助事業の導入に向けて取り組んで頂きたいとあらためて強く要望しておきます。

## (市立豊中病院)

### 【AIの活用について】

#### (質問)

市長は、施政方針説明で、「ワークライフバランスを推進するため、長時間労働の改善を進めるとともに、業務の効率化を図るため、定型的な事務を自動化するRPAやAIの導入に向けた実証実験を進めます。」と述べられました。ワークライフバランスの推進、長時間労働の改善、業務の効率化は、市立豊中病院としても常に意識して取り組んでおられることかと思えます。そこで、伺いますが、長時間労働の改善、業務の効率化を図るため、AIの活用は図れないか、今後に向けて、調査や検討をされたらどうかと思えますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

AI(人工知能)の活用につきましては、保健医療分野において、医療従事者の負担軽減にもつながるものと期待されており、現在、実用化に向けて、大学・研究機関等において研究が進められております。AIにおいては、いわゆる「機械学習」により、与えられたデータを反復的に学習し、自律的に、学習結果が法則化されるものでありますが、不適切なデータで学習を行うと、人間が意図した結果と反した結果が導き出される、そういった特性がございます。

こういったことから、医療の分野においては、病気の診断や治療において活用することが期待されておりますが、人命にかかわることですので、このようなAIの特性や限界を十分に認識した上で、適正に導入することが重要であると考えております。

今後、実用化に向けた研究を注視してまいります。

#### (意見・要望)

例えば、病理画像の診断に医師本人とのダブルチェックやスクリーニングの手段としてAIを活用することで、医師の負担軽減や診断精度の向上が期待できるかと思えます。長時間労働の改善や業務効率化を図るため、将来の活用を視野に、AIに関する研究等をしっかりと注視するとともに、様々な先駆的な事例を調査して頂きたいと要望しておきます。

### 【妊婦に対する医療のあり方について】

#### (質問)

今年度の診療報酬改定において妊婦加算が新設されましたが、市立豊中病院として、新設された妊婦加算に対する評価や見解をお聞かせ下さい。また、実際に妊婦加算は、全ての診療科において請求されていたのでしょうか。

#### <答弁>

妊婦加算につきましては、外来での診療の際、胎児への影響に注意して薬を選択



するなど、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価する観点から、平成30年度の診療報酬改定において新設されたものでございます。当院では、従前より妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を行ってきたところですが、加算新設の趣旨を踏まえ、標榜する24の診療科のうち14の診療科で、妊婦加算が凍結される前の昨年12月まで算定(約77万円)していたところです。

(質問)

様々な課題が発生したことから、本年1月から妊婦加算は凍結となりましたが、そのことについての市立豊中病院の評価と見解をお聞かせ下さい。また、妊婦加算を請求していた時と請求していなかった時で、何らかの違いがあったのでしょうか、見解を教えてください。

<答弁>

妊婦加算が凍結されたことにつきましては、国の議論において、十分な説明がないまま妊婦加算が算定された事例や、コンタクトレンズの処方など妊娠に直接関連しない診療にも算定された事例など、加算の趣旨に反するような事例の指摘があり、妊婦加算という仕組みが適切であったかどうか、改めて考えてみる必要があるとの結論に至ったと聞いております。当院では、妊婦加算の有無に関わらず、今後も引き続き、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を行い、妊婦の方に安心して受診していただけますよう努めてまいります。